

## 1. 国際宅配便の輸入通関について

以前クーリエで輸入していたものを、業務拡大などにより産業貨物としての一般通関に切り替えると、商品内容の問い合わせや商品カタログの要求などが度重なることがあり、荷主は対応の変化に困惑することがある。クーリエと産業貨物では取り扱いの種類やロットが異なるため、両者が全く同じ審査方法をとるのは困難であるが、本邦内での販売を目的とした輸入貨物の通関については、クーリエ、産業貨物ともに同様の審査基準とし、より公平で適切な監視・審査機能を強化するよう求めたい。

### 【回答】

税関においては、輸送形態等にかかわらず、輸入貨物について必要な審査・検査を行い、適正な通関の確保に努めているところであり、この点をご理解いただきたい。

## 2. NACCS更改に伴う法人番号取扱運用の改善について

マイナンバー制度導入により、IDA入力画面における輸出入者符号の入力については、JASTPROコード・税関発給コードから法人番号に移行されたが、リアルタイム口座振替・口座登録などの業務については引き続きJASTPROコードが必要である。これらの業務は輸出入申告において主要な工程となっているため、実質的にはJASTPROコードも併存して管理しなければならない状況となっている。マイナンバー制度における法人番号とは、確実な納税に向けて一元管理していくという導入当初の目的もあることから、趣旨に則り法人番号への完全移行化が望ましい。NACCSのハードウェア入れ換えの予定時期と法人番号への完全移行へ向けた具体的な検討状況について明らかにされたい。

### 【回答】

法人番号は、平成29年10月のNACCS更改時より導入されましたが、NACCS利用者の自社システムへの影響及びシステム更改に伴う混乱を防ぐため、一部の業務については引き続きJASTPROコード及び税関発給コードを必須とする仕様としている。

今般、システムも安定的に稼働しており、法人番号の利用も進んでいることから、令和3年9月に予定されているハードウェア入れ換えのタイミングにおいて、リアルタイム口座振替・口座登録などの業務について法人番号のみでも利用

可能とする方向で検討している。

### 3. 通関書類の電子送信業務におけるファイル容量制限の見直しについて業務の効率化に向けたファイル容量の拡大について

2017年10月の法令改正により義務化となった通関書類の電子送信については、添付ファイル容量が1ファイルあたり1MBから3MBに変更になったため、ファイルの分割、再スキャンといった工程は減少し、業務負荷は軽減されつつある。一方で、3MBを超えるファイルに関しては、依然としてファイル分割を行うなどの工程が必要であり、MSX導入の趣旨である「通関書類提出の迅速化、合理化」に向けた妨げとなっている。引き続き1ファイルあたりの容量を最低10MBに拡大するなど双方の業務効率化に向け取り組まれない。

#### 【回答】

NACCSのMSX業務による添付ファイル容量につきましては、利用者の利便性を考慮すれば、容量制限を撤廃することが望ましいのですが、一度に大量の添付ファイルが送信された場合NWに多大な負荷がかかり、他の業務が遅延する等の影響が想定される。また、大容量ファイルの送信に耐えうるNWの構築・維持及びファイルを格納するハードディスクの増設には多大なコストが必要となる。

こうした現状を踏まえ、1送信あたりの総容量及びNWに対する負荷状況等の推移を勘案しつつ、令和7年10月に予定されている第7次NACCS更改に向けさらなる容量・ファイル数の拡大について検討を実施してまいりたい。

## 【関 税 局】

### 1. 国際観光旅客税における取消時の払戻について

一部のLCCでは航空券を購入、支払後に取消を行った場合、国際観光旅客税の払戻では、航空券種別による払戻不可または払戻手数料の設定など、事業者毎に規定を設けている。国際観光旅客税法では「日本から出国する旅客」から徴収すると定められているが、法の主旨に照らして、税金払戻での事業者による取扱判断の可否について、国税当局の見解を明らかにされたい。【回答】

お尋ねの「国際観光旅客税における取消時の払戻し」については、事業者（航空業者）と旅客との間の取り決めによるものと承知しており、払戻しの取り扱いについては、コメントを差し控えさせていただきます。